

福岡市公報

令和 8 年 5 月 11 日 第 7234 号 (別冊 2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一 目	次 一	ペー ジ
規 則	則	
○福岡市公園条例施行規則の一部改正 (第 51 号)		1

規	則
---	---

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 5 月 11 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 51 号

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則 (昭和 33 年福岡市規則第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(行為の制限)」を付する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 条例第 4 条第 4 項に規定する同条第 1 項各号 (第 4 号に限る。) に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 当該行為が他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は他人に精神的苦痛、恐怖若しくは著しい不安を与えるものでない場合であつて、公園の設置目的に沿った利用である場合若しくは当該行為を行う場所、時間及び面積が公衆の公園の利用に支障を及ぼさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、公園の管理上支障がない場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

